

# 新規学卒者を正社員として雇用する 事業者の方をサポートします！

最大

100万円

## 新規学卒者 雇用促進奨励金

**奨励金** 町内に住所を有する新規学卒者を正規雇用した事業者に対して、雇用者1人の概要につき20万円の奨励金を支給します。(最大100万円)

### 【対象となる事業主】

以下のすべての要件を満たしている事業主が対象となります。

- ① 町内に本社、事業所等を有する個人または法人で、雇用保険法による適用事業を行っていること。
- ② 町内に住所を有する新規学卒者を、卒業年の7月1日までに町内の事業所等で正規雇用すること。
- ③ 雇用した新規学卒者を、法令で定める労働保険、社会保険に加入させていること。
- ④ 前年度に事業主の都合により新規学卒者の採用内定を取り消していないこと。

### 【対象となる新規学卒者】

以下のすべての要件を満たしている正規雇用者が対象となります。

- ① 当該年の3月に中学校、高校、専門学校、大学、大学院、専修学校等を卒業していること。
- ② 7月1日までに雇用され、翌年の1月1日まで引き続き勤務し、町内に住所を有している者。  
(雇用基準日に町外に住所を有する者で、9月30日までに町内に転入する者を含む。)
- ③ 事業主の2親等以内の親族でないこと。

### 【奨励金額】

交付の対象となる**新規学卒者1人につき20万円(最大100万円)**

### 【申請方法】

新規学卒者を雇用した年の**9月30日までに**、必要な書類をまちづくり推進課窓口へ提出してください。

### 【問い合わせ先】

八千代町役場 秘書公室 まちづくり推進課 地方創生係

〒300-3592 結城郡八千代町菅谷1170番地 TEL. 0296-48-1111

## 八千代町新規学卒者雇用促進奨励金交付手続の流れ

事業主の方が町内在住の新規学卒者を雇用したときに、奨励金を支給します。  
※新規学卒者を卒業した年の7月1日までに正規雇用した方が対象となります。

新規学卒者を卒業した年の7月1日までに正規雇用し、労働保険、社会保険に加入させる。

○ 申請に必要な書類を、まちづくり推進課 地方創生係へ提出してください。

※新規学卒者を雇用した年の9月30日までに申請してください。

【必要となる書類】

- ① 八千代町新規学卒者雇用促進奨励金交付申請書（様式第1号）
- ② 新規学卒者雇用内容申請書（様式第2号）
- ③ 雇用契約書の写し又は雇用契約の内容が確認できるもの
- ④ 求人票等の写し
- ⑤ 新規学卒者の最終学歴の卒業証書の写し
- ⑥ 新規学卒者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ⑦ 就業規則の写し

等

○ 町において、申請書類の審査および申請者の調査（納税状況等）をします。

（八千代町新規学卒者雇用促進奨励金交付要綱に基づく）

○ 申請者に、八千代町新規学卒者雇用促進奨励金交付決定通知を送付します。

対象となる新規学卒者が、翌年の1月1日まで町内に在住し、町内の事業所に継続して勤務。

○ 1月4日から1月31日までの間に、実績報告書を町へ提出してください。

【必要となる書類】

- ① 八千代町新規学卒者雇用促進奨励金実績報告書（様式第5号）
- ② 新規学卒者に係る出勤簿及び賃金台帳の写し

○ 内容を審査し、八千代町新規学卒者雇用促進奨励金額確定通知書を送付します。

○ 確定通知を受けとった方は、14日以内に請求書を町へ提出してください。

○ 指定された口座に、奨励金を振り込みます。